

## しずぎん反復利用型マイカーローンの規定改定について

しずぎん反復利用型マイカーローンの規定を下記のとおり改定します。

## 記

## 1. 改定内容

## ■しずぎん反復利用型マイカーローン規定（当座貸越規定）

改定前	改定後
<p>第1条（取引方法等）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 本取引による貸越は、銀行国内本支店において銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額等を記入し、しずぎん反復利用型マイカーローン利用申込書（兼当座貸越契約書）（以下「利用申込書」という）記載の指定預金口座（以下「指定預金口座」という）の届出印鑑を押捺のうえ、専用のローンカードおよび資金使途が確認できる資料とともに窓口へ提出し、原則として支払先への振込により行うものとします。</p> <p>3.～5. （略）</p> <p>第5条（定例返済）</p> <p>1. 本取引に基づく当座貸越金は、約定返済日に、直近の当座貸越金借入請求書により借主が指定した金額を返済するものとします。指定金額は、直近の借入時の貸越金残高を120で除した金額（1,000円単位、端数切上）を下限とし、1,000円単位で指定するものとします。</p> <p>2. （略）</p>	<p>第1条（取引方法等）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 本取引による貸越は、以下のいずれかの方法で申込みをし、原則として当座貸越口座から支払先への振込により行うものとします。</p> <p>(1) 銀行国内本支店において、銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額等を記入し、しずぎん反復利用型マイカーローン利用申込書（兼当座貸越契約書）記載の指定預金口座（以下「指定預金口座」という）の届出印鑑を押捺のうえ、専用のローンカードおよび資金使途が確認できる資料とともに窓口へ提出する方法。</p> <p>(2) 銀行所定のウェブフォームへの入力による方法。ただし、2回目以降の申込みには、銀行所定のインターネットバンキングをご契約のうえ、ご利用いただきます。</p> <p>3.～5. （略）</p> <p>第5条（定例返済）</p> <p>1. 本取引に基づく当座貸越金は、約定返済日に、直近の当座貸越金借入請求書により、または銀行所定の専用ウェブフォームにより借主が指定した金額を返済するものとします。指定金額は、直近の借入時の貸越金残高を120で除した金額（1,000円単位、端数切上）を下限とし、1,000円単位で指定するものとします。</p> <p>2. （略）</p>

## 2. 変更日 2021年2月1日（月）

<本件に関するお問い合わせ先> しずぎんインターネット支店専用ご相談窓口

フリーダイヤル 0120-72-0312 携帯電話・スマホからは 054-348-7080

電話受付時間／平日 9:00～17:00（12/31～1/3を除く）

以上